

(仮称) 柴田町総合体育館整備事業

特定事業の選定

令和3年10月8日

宮城県柴田町

柴田町（以下、「町」という。）は、令和3年7月2日に実施方針を公表した「（仮称）柴田町総合体育館整備事業」（以下、「本事業」という。）について、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下、「PFI法」という。）第7条の規定に基づき特定事業として選定したので、同法第11条第1項の規定により、その客観的評価の結果を公表する。

令和3年10月8日

宮城県柴田町長 滝口 茂

目次

I 事業概要	1
1 事業名称	1
2 事業の対象となる場所	1
3 事業内容	1
4 事業期間	1
5 事業方式	1
II 民間事業者の収入	2
III 町が実施する場合と PFI 事業により実施する場合の評価	3
1 特定事業の選定基準について.....	3
2 定量的評価.....	3
3 定性的評価.....	4
4 総合的評価.....	5
IV 町の担当窓口（問い合わせ先）	6

I 事業概要

1 事業名称

(仮称) 柴田町総合体育館整備事業

2 事業の対象となる場所

宮城県柴田郡柴田町大字船岡字上大原地内

3 事業内容

- (1) プロジェクトマネジメント業務
- (2) 企画・設計業務
- (3) 建設業務
- (4) 維持管理業務
- (5) 運營業務

4 事業期間

本事業の事業期間は、契約締結日から令和 24 年 3 月末までとする。

5 事業方式

本事業の事業方式は、事業効果の最大化及び対象施設等の特性に応じた最適なリスク移転の観点から事業者自らが提案し、提案された事業方式について町と協議の上、決定するものとする。

Ⅱ 民間事業者の収入

民間事業者の収入は、「Ⅰ 事業概要 3 事業内容」に示す業務に関して町から支払われる対価（又は価格）及び民間事業者の独立採算によるものとする。

Ⅲ 町が実施する場合と PFI 事業により実施する場合の評価

1 特定事業の選定基準について

本事業を PFI 事業として実施することにより、町が直接事業を実施する場合と比べて効果的かつ効率的に事業が実施されると評価・判断する場合に、特定事業として選定する。

具体的な評価基準は、①事業期間における町の財政負担の継続的な効率化が期待できること、②定量的な財政負担が同一水準にある場合において、公共サービスの水準の向上が継続的に期待できることの2点である。

2 定量的評価

(1) 前提条件

本事業において、町が直接事業を実施する場合と PFI 事業により実施する場合との比較を行うにあたり、下記の前提条件を設定した。なお、この前提条件は町が独自に設定したものであり、応募者の提案内容を制約するものではない。

	町が直接事業を実施する場合	PFI 事業により実施する場合
共通条件	① 施設規模（総合体育館延床面積）：4,000 m ² ～5,000 m ² ② 事業期間： 20 年間 ③ インフレ率： 0% ④ 割引率： 0.337% （国債 10 年利回りの直近 10 年分の平均を参考に設定）	
算定対象となる経費	① 設計費 ② 建設費 ③ 維持管理費 ④ 運営費	① プロジェクトマネジメント費（SPC：Special Purpose Company 組成維持費等） ② 設計費 ③ 建設費 ④ 維持管理費 ⑤ 運営費
設計・建設に関する費用	・ 本事業の整備内容に関する町の仕様（基本設計図書等）及び過去の事例を基に算定。	・ 設計・建設の包括発注による効率化が図られることを想定し設定。

	町が直接事業を実施する場合	PFI 事業により実施する場合
維持管理に関する費用	<ul style="list-style-type: none"> 本事業の整備対象となる施設の仕様（基本設計図書等）及び過去の事例を基に算定。 	<ul style="list-style-type: none"> SPC が適切な維持管理を行うことで、従来よりも維持管理費の削減が見込まれることを想定し設定。
運営に関する費用	<ul style="list-style-type: none"> 本事業で整備対象となる施設の仕様（基本設計図書等）及び町の過去の事例を参考に算定。 	<ul style="list-style-type: none"> SPC が適切な運営を行うことで、従来よりも運営費の削減が見込まれることを想定し設定。
その他の経費		<ul style="list-style-type: none"> プロジェクトマネジメント費について、SPC 組成維持費や他事例の SPC の業務実績を基に設定。

(2) 評価結果

上述の前提条件を基に、町が直接事業を実施する場合の財政負担額（PSC：Public Sector Comparator）と、PFI 事業により実施する場合の財政負担額を、事業期間中にわたり年度別に算出し現在価値換算額で比較した。ただし、本事業で得られると想定されるリスク移転の効果は加味していない。

この結果、町が直接事業を実施する場合に比べ、PFI 事業により実施する場合は、事業期間中の町の財政負担が 7.6%程度削減される（VFM（Value for Money）が存在する）ものと見込まれる。

	PSC	PFI	VFM
評価指数	100.0	92.4	7.6%

3 定性的評価

本事業を PFI 事業により実施する場合、次のような定性的な効果が期待できる。

- ① SPC が設計、建設、維持管理及び運営を一括して行うことで、町が直接整備する分離発注及び仕様発注に比べて、民間の技術力及び企画力が発揮された施設整備や空間形成が図られ、質の高い維持管理運営が期待できる。
- ② 性能発注の特性を最大限に活かした定性評価により、有効性及び効率性の観点からの公共サービスの質の向上が期待できる。

4 総合的評価

本事業を PFI 事業として実施することにより、民間事業者のノウハウや創意工夫を得ることができ、その結果、定量的な町の財政負担の効率化と定性的な公共サービスへの効果の両面が期待できる。

以上により、本事業を PFI 事業として実施することが適切であると認められることから、PFI 法第 7 条に基づく特定事業として選定する。

IV 町の担当窓口（問い合わせ先）

担当部署	柴田町教育委員会スポーツ振興課
住所	〒989-1692 宮城県柴田郡柴田町船岡中央 2 丁目 3-45
電話番号	0224-87-8706（直通）
Eメール	sports@town.shibata.miyagi.jp
URL	https://www.town.shibata.miyagi.jp/index.cfm/1,html